

栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成 19 年 2 月 1 日
規 則 第 7 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日 規則第 23 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日 規則第 2 号

改正 令和 3 年 2 月 17 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(開示請求書の記載事項等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の開示請求書は、公文書開示請求書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 6 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 開示請求者の連絡先

(開示請求に対する決定の通知)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 公文書の全部を開示することを決定した場合 公文書開示決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 公文書の一部を開示することを決定した場合 公文書部分開示決定通知書（様式第 3 号）

2 条例第 11 条第 2 項の書面は、公文書不開示決定通知書（様式第 4 号）とする。

(開示決定期間の延長通知)

第 5 条 条例第 12 条第 2 項の書面は、公文書開示決定期間延長通知書（様式第 5 号）とする。

(開示決定期限の特例通知)

第6条 条例第13条の書面は、公文書開示決定期限特例適用通知書（様式第6号）とする。

（第三者保護に関する通知等）

第7条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求があった日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第14条第2項第1号又は第2項の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- (2) 前項各号に掲げる事項

3 条例第14条第1項及び第2項の書面は、公文書の開示に係る意見照会書（様式第7号）とする。

4 条例第14条第1項及び第2項の意見書は、公文書の開示に係る意見書（様式第8号）とする。

5 条例第14条第3項（条例第19条において準用する場合を含む。）の書面は、公文書開示決定結果通知書（様式第9号）とする。

（開示の実施方法）

第8条 公文書の開示は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第15条の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 電算処理情報のうち、電算処理のプログラムにより紙に出力できるものについては、当該出力した紙の閲覧及び写しの交付により行う。
- (2) 前号の規定にかかわらず、広域連合長は、技術的に対応することができる場合は、その方法により閲覧又は写しの交付をすることができる。

3 公文書の閲覧をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、改ざん、汚損又は破損してはならない。

4 広域連合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（費用負担）

第9条 条例第16条第3項の規則で定める費用の額は、別表のとおりとする。

(諮問通知書)

第10条 条例第18条第3項の書面は、審査会諮問通知書(様式第10号)とする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第22条の規定による公表は、年度ごとの開示請求の受付件数、開示等の決定件数その他必要な事項を告示その他広域連合長が適当と認める方法により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)若しくは栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」という。)に基づく処分又はこの規則の施行前にされた情報公開条例若しくは個人情報保護条例に基づく申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分		金額
写しの作成に要する費用	日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙を使用した場合	1枚につき10円
	その他の場合	広域連合長が定める額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

備考

- 1 その他の場合とは、日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙を使用した場合のほかに、色刷りの写しを作成するとき、写しの発行を業務委託するとき等の通常の乾式複写機では写しを作成できない場合を含む。
- 2 1枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算する。

様式第1号（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

様

住所
請求者 氏名
電話番号

栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求しようとする 公文書の内容 公文書の件名又は知 りたいと思う事項を 具体的に記入してく ださい。	
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付
※ 請求の目的	

注 1 該当する□にレ印を付してください。

2 ※印の欄には、請求のあった公文書を特定するために参考にするものです。記入については、請求される方の任意です。

以下の欄には、記入しないでください。

対象公文書	件名			
	所属年度	担当課		
備考				

様式第2号（第4条関係）

公文書開示決定通知書

年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定しましたので通知します。

請求のあった公文書の内容		
開示する公文書の名称		
開示の実施の方法		
開示の実施の日時及び場所	日時	年 月 日 時 分から
	場所	(電話番号)
担当課	(電話番号)	
備考		

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 3 都合により、上記の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

様式第3号（第4条関係）

公文書部分開示決定通知書

年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定しましたので通知します。

請求のあった公文書の内容		
開示する公文書の名称		
開示しない部分及びその理由		
開示の実施の方法		
開示の実施の日時及び場所	日時	年 月 日 時 分から
	場所	(電話番号)
※ 開示が可能となる日	年 月 日	
担当課	(電話番号)	
備考		

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後改めて請求してください。
- 4 都合により、上記の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

様式第4号（第4条関係）

公文書不開示決定通知書

年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定しましたので通知します。

請求のあった公文書の内容	
開示しない理由	
※ 開示が可能となる日	年 月 日
担当課	(電話番号)
備考	

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

(注) ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以後改めて請求してください。

様式第5号（第5条関係）

公文書開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

請求のあった公文書の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	(電話番号)
備考	

様式第6号（第6条関係）

公文書開示決定期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、請求に係る公文書が著しく大量であるため、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第13条の規定を適用することとしましたので、同条の規定により次のとおり通知します。

請求のあった公文書の内容		
当初の決定期限	年 月 日	
相当の部分につき開示決定をする期限及びその期限までに開示決定等をする部分	期 限	年 月 日
	開示決定等をする部分	
期限の特例を適用する理由		
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日	
担当課	(電話番号)	
備考		

様式第7号（第7条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

つきましては、当該公文書の開示決定等についてご意見があれば別添「公文書の開示に係る意見書」により、年 月 日までにご回答ください。

公文書の名称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に記録されている_____に関する情報の内容	
情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	
意見の提出先	(電話番号)
備考	

様式第8号（第7条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 様

住所

請求者 氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で照会にありました件について、次のとおり回答します。

該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

1 開示されることについて支障がない。

2 開示されることについて支障がある。

(1) 支障がある部分

(2) 支障がある理由

様式第9号（第7条関係）

公文書開示決定結果通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

先に照会しました_____に関する情報が記録されている公文書について、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示することを決定しましたので、同条例第14条第3項（同条例第19条において準用する同条例第14条第3項）の規定により通知します。

公文書の名称	
開示決定の内容	
開示請求により公開される_____に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
意見の提出先	(電話番号)
備考	

教示 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき別紙のとおり教示します。

(注) 開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があります。

様式第10号（第10条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

栃木県後期高齢者医療広域連合

広域連合長

印

年 月 日付けの開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求について、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第3項の規定により通知します。

公文書の名称	
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課	(電話番号)
備考	